

四国中央市国民保護計画

平成 19 年 3 月

〔 平成 26 年 9 月 修正
令和 8 年 4 月 修正 〕

四国中央市

〈目次〉

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
第2 市国民保護計画の構成	2
第3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第4 市国民保護計画の作成上の留意点	2

第2章 国民保護措置に関する基本方針

第1 基本的人権の尊重	3
第2 国民の権利利益の迅速な救済	3
第3 国民に対する情報提供	3
第4 関係機関相互の連携協力の確保	3
第5 国民の協力	3
第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
第7 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
第8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第9 市地域防災計画の活用	4

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第1 国民保護措置の仕組み	5
第2 関係機関の事務又は業務の大綱	6

第4章 市の地域特性

第1 地理的特徴	11
第2 社会的特徴	12

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1 武力攻撃事態	14
第2 緊急対処事態	14
第3 事態の特徴等	16

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備	18
第2 関係機関との連携体制の整備	21
第3 通信の確保	22
第4 情報収集・提供等の体制整備	23
第5 研修及び訓練	26

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1	避難に関する基本的事項	28
第2	避難実施要領のパターンの作成	29
第3	救援に関する基本的事項	29
第4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
第5	避難施設の指定への協力	30

第3章 避難行動要支援者等支援に関する平素からの備え

第1	情報の共有	31
第2	避難行動要支援者の実態把握	31
第3	緊急連絡体制の整備	31
第4	避難体制の確立	31
第5	国民保護に関する啓発	31

第4章 生活関連等施設の把握等

第1	生活関連等施設の把握等	32
第2	安全確保の留意点	32
第3	市が管理する公共施設等における警戒	32

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

第1	市における備蓄	34
第2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34

第6章 国民保護に関する啓発

第1	国民保護措置に関する啓発	36
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	37
第2	対策本部への移行に要する調整	39
第3	市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合	39
第4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39

第2章 市対策本部の設置等

第1	市対策本部の設置	41
第2	通信の確保	46

第3章 関係機関相互の連携

第1	国・県の対策本部との連携	47
----	--------------	----

第2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
第4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	48
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48
第6	市の行う応援等	49
第7	ボランティア団体等に対する支援等	49
第8	住民への協力要請	49

第4章 警報及び避難の指示等

第1	警報の内容の伝達等	51
第2	避難住民の誘導等	52

第5章 救 援

第1	救援の実施	61
第2	関係機関との連携	61
第3	救援の内容	62
第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	65
第5	救援の際の物資の売渡し要請等	65

第6章 安否情報の収集・提供

第1	安否情報の収集	67
第2	県に対する報告	68
第3	安否情報の照会に対する回答	68
第4	日本赤十字社に対する協力	69

第7章 武力攻撃災害等への対処

第1	武力攻撃災害への対処	70
第2	生活関連等施設における災害への対処等	70
第3	NBC攻撃による災害への対処等	71
第4	応急措置等	73

第8章 被災情報の収集及び報告

第1	被災情報の収集	78
第2	被災情報の報告	78

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第1	保健衛生の確保	79
第2	廃棄物の処理	79

第10章 国民生活の安定に関する措置

第1	生活関連物資等の価格安定	81
----	--------------	----

第2	避難住民等の生活安定等	81
第3	生活基盤等の確保	81

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第1	特殊標章等	82
第2	特殊標章等の交付及び管理	82
第3	特殊標章等に係る普及啓発	83

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第1	基本的考え方	84
第2	ライフライン施設の応急の復旧	84
第3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	84

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1	国における所要の法制の整備等	85
第2	市が管理する施設及び設備の復旧	85

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	86
第2	損失補償及び損害補償	86
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	86

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

第1	基本的考え方	87
第2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	87

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務（法第3条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛媛県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、四国中央市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項※に規定する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し、市長が必要と認める事項

【参考】 国民保護法第16条第1項及び第2項について

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、四国中央市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編「四国中央市国民保護協議会委員名簿」参照

資料編「四国中央市国民保護協議会条例」参照

2 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第4 市国民保護計画の作成上の留意点

市国民保護計画は、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第1 基本的人権の尊重（法第5条、基本指針第1章第1項）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基本指針第1章第2項）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3 国民に対する情報提供（法第8条、基本指針第1章第3項）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基本指針第1章第4項）

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5 国民の協力（法第4条、基本指針第1章第5項）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条、基本指針第1章第6項）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第7 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条、基本指針第1章第7項）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

【参考】 外国人への国民保護措置の適用について

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基本指針第1章第8項）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第9 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の四国中央市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、市地域防災計画に基づく取り組みを活用するよう努める。

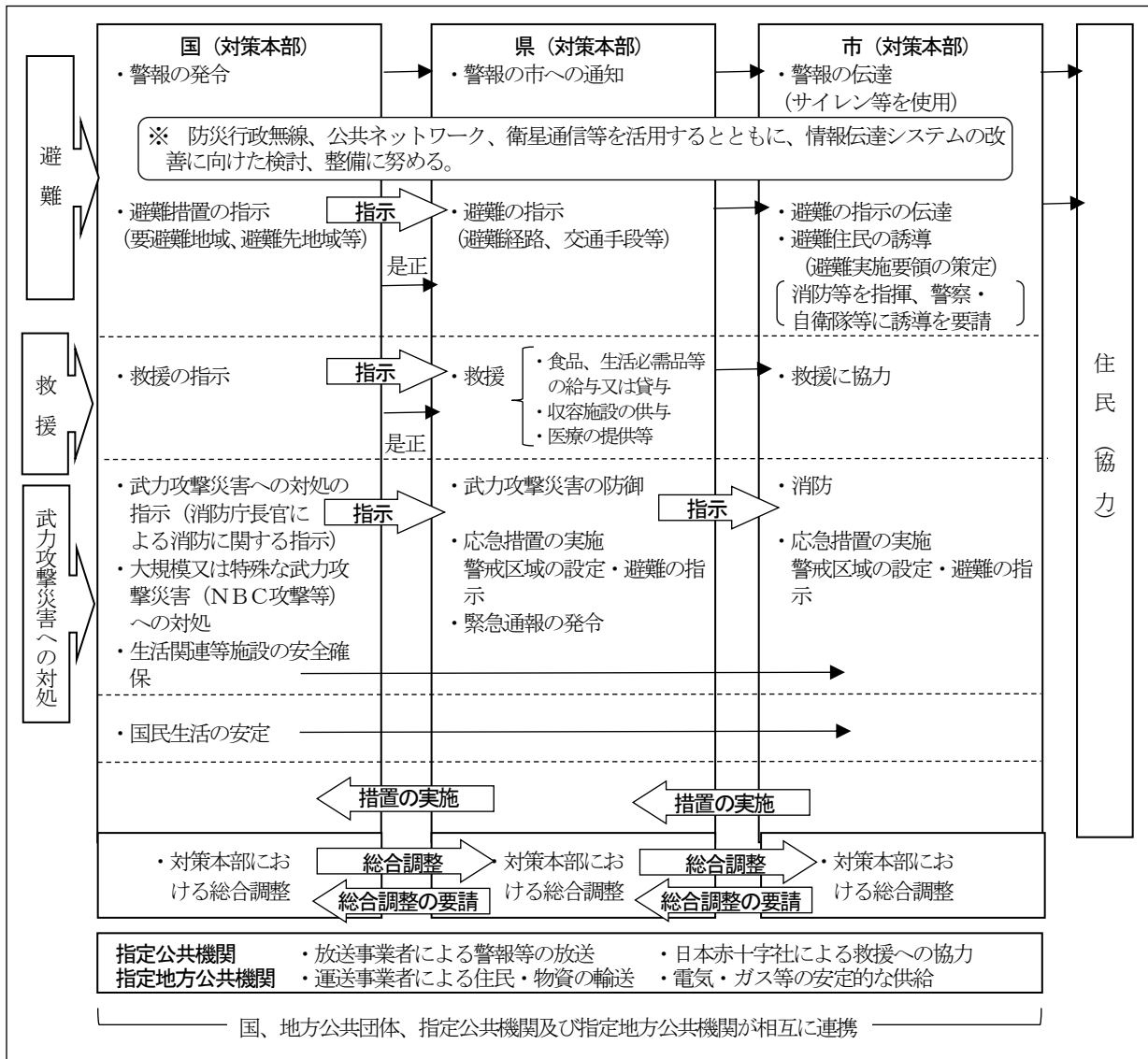
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第1 国民保護措置の仕組み

国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



第2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県等

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 (四国警察支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (松山税関支署、今治税関支署、新居浜税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (愛媛県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区気象台 (松山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (今治海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター)	1 医療の確保
独立行政法人水資源機構 (池田総合管理所)	1 新宮ダム、富郷ダムの保全及び災害復旧
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (愛媛県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣または派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会(松山放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
郵便事業を営む者	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社(四国支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (安全推進室) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
NTT西日本株式会社(四国支店) 株式会社NTTドコモ四国支社 (四国支店) KDDI株式会社(四国総支社) ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務部) 楽天モバイル	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社(愛媛支店) 四国電力送配電株式会社(愛媛支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電力広域的運営推進機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給の確保
電源開発株式会社(西日本支店高松事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全及び復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 (松山支店)	
佐川急便株式会社 (松山営業所)	
四国西濃運輸株式会社 (松山支店)	
日本通運株式会社 (松山支店)	
四国福山通運株式会社 (松山東支店)	
ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

資料編「関係機関連絡先一覧」参照

第4章 市の地域特性

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、市の地域特性について記述する。

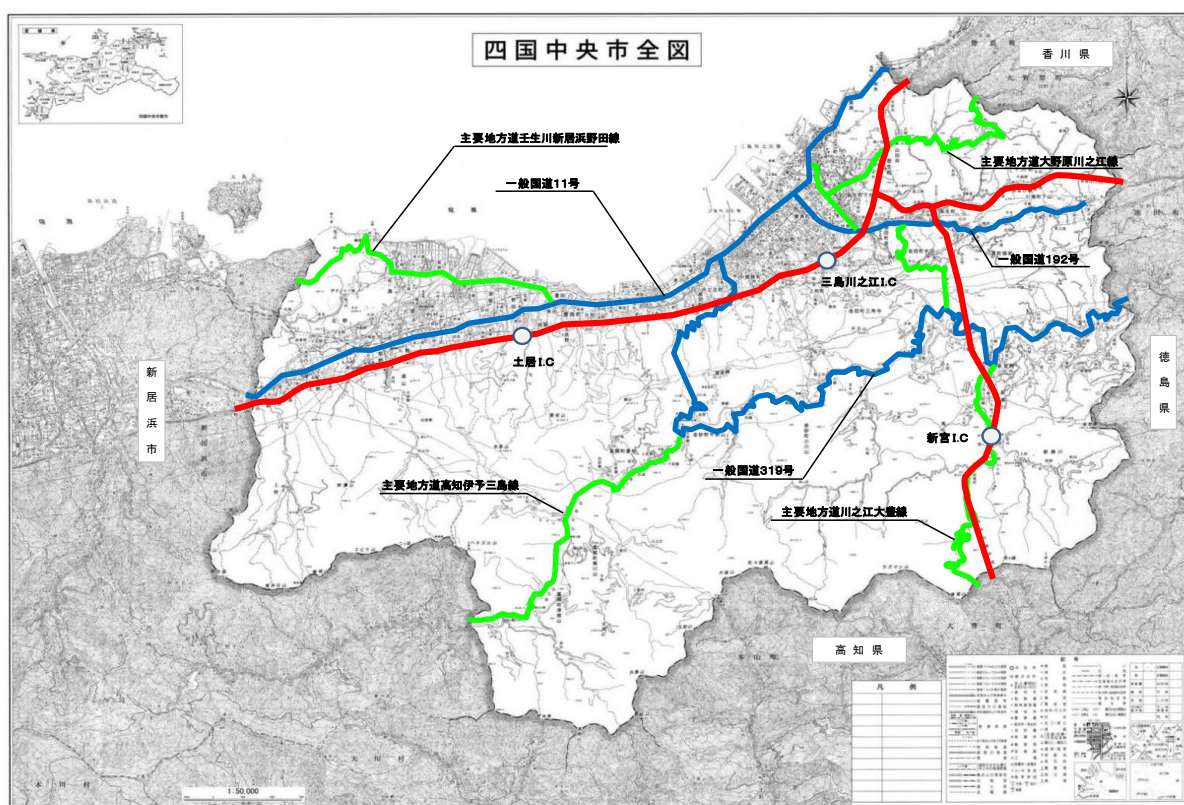
第1 地理的特徴

1 位置及び地勢

(1) 位置

本市は、県の東端部に位置し、東西約30km、南北約20km、面積は約420km²で愛媛県で第7位となっている。

東は香川県、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県に接しており、県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100kmと四国の高速道路網（エクスハイウェイ）の結節地として好条件の利便性を備え、四国の中央（まんなか）に位置する交流都市としての役割を担っている。



(2) 地勢

東西に約25kmの海岸線が広がり、東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。また、西部には美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

2 気候

燦灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で、年間平均降水量は約1,444mm、年間平均気温は16.4℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、

気象条件に恵まれている。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、人家や農作物に被害を及ぼすことがある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約1,963mm、年間平均気温は12.9℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっている。冬期には、積雪や結氷もみられる。

第2 社会的特徴

1 人口

令和2年の国勢調査によると、市の人口は82,754人で、平成27年の87,413人と比べ、減少傾向が続いている。また、世帯数については、年々増加しているものの、逆に1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、核家族化が進行している。

一方、老年人口をみると、年々増加傾向にある。こうした高齢人口の増加は、今後も続くものと予想され、本市としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、災害対策と同様、国民保護計画における避難誘導等についても、避難行動要支援者への対応が求められる。

(国勢調査：各年10月1日現在)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口(人)		94,326	92,854	90,187	87,413	82,754
世帯数(世帯)		32,957	34,416	34,951	34,999	35,738
1世帯当たりの人員(人)		2.86	2.69	2.58	2.45	2.32
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	20,010	21,948	23,369	26,123	28,025
	割合(%)	21.2	23.6	26.1	30.2	33.9

出典：「国勢調査_都道府県・市町村別の主な結果」(総務省統計局)

(<https://www.e-stat.go.jp/>)

2 土地利用

土地利用状況は、総面積約420km²のうち、林野78%、宅地10%、経営耕地2%、その他9%となっている。しかし、近年、高速道路、国道バイパス、港湾の整備などを背景に農地等から商工業地、宅地等への転換が進んでいる。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等国民保護対策の面からも有効な活用が求められる。

3 交通

東西に走る国道11号、国道11号バイパス、四国縦貫・横断自動車道と南北に走る国道192号が骨格となっている。しかし、国道11号・192号をはじめとした市街地の幹線道路は、大型車両の通行により、慢性的な渋滞状況にあり、道路体系の確立が急務となっている。

一方、高速道路網が整備されたことにより、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江・川之江東の2つのジャンクションをもち、四国の「8の字ネットワーク」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。このため、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ1時間で結ばれるという好条件にある。

また、国道319号は、香川、徳島、愛媛の各県を結ぶとともに、高知県へのアクセス機能も兼ねる基幹道路である。この路線は市街地と法皇山脈で分断されている富郷町や隣接する新居浜市別子山とを結ぶ唯一の路線となっているとともに、新宮町へも通じる緊急輸送道路として、また山岳地域における観光、産業振興など地域の活性化に欠くことのできない路線でもある。

4 鉄 道

国道11号に沿ってJR予讃線は、瀬戸大橋の開通、電化により利便性が向上したが、鉄道ダイヤ等の整備や、また、徳島・高知両県境に接しているが、公共交通はバスのみであり、沿線住民の利便性の向上のため、JR予讃線とJR徳島線を結ぶ交通網の整備が望まれている。

5 港 湾

本市には、県内54港湾のうち重要港湾（6港湾）の一つである三島川之江港がある。同港は、フェリーを除く港湾貨物の取扱量では、愛媛県下一を誇り、海の物流拠点として発展している。

6 自衛隊施設

県内には、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊等が駐屯する松山駐屯地（松山市梅本町）及び自衛隊愛媛地方協力本部（松山市三番町）が所在するとともに、本市東方約40kmには陸上自衛隊第14旅団の主力が駐屯する善通寺駐屯地（善通寺市）が所在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態（基本指針第2章第1節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とし、その類型、事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。

1 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本県の地理的条件などから、本県に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

2 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

したがって、本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

3 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本県においても、弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

4 ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本県への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

第2 緊急対処事態（基本指針第5章第1節）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

1 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とはほぼ同様の事態として捉え、都市部や発電所、石油コンビナートなどに対する、航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定しており、市国民保護計画についても同様な事態を想定する。

2 県の緊急対処事態に関する事態の考え方

県内において、どのような事態が考えられるのかを「5W1H」で整理すると、次のとおりとなる。

(1) 誰が (Who)

国際テロ組織などが対象となる。

(2) いつ (When)

突発的に発生

(3) どこ (Where)

ア 都市部や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

イ 伊方発電所

ウ 石油コンビナート等特別防災区域（新居浜・波方・菊間・松山地区）

(4) 何を (What)

ア 破壊（損害）

イ 殺傷（恫喝）

ウ 殺傷につなげるための破壊

(5) 何のために (Why)

ア 恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思又は国策を特定の方角に強制誘導する。

イ 破壊、機能障害あるいは損害を自己の利益に転化する。

ウ 存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

(6) どのように (How)

ア 『大量殺傷物質等による攻撃』

都市部等の市街地における、NBCの拡散・散布

イ 『交通機関を用いた攻撃』

伊方発電所、石油コンビナート等特別防災区域への航空機自爆テロ等

第3 事態の特徴等

県内で起こり得る武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等は、次のとおりとする。

1 武力攻撃事態

事態	一般的に考えられる事態	県内で起こり得る事態
①着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面した本県の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。
②航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 混乱と恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
③弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか、地方都市等も対象となり得る。 通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や都市部の行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
④ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。 ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 この場合、侵入経路としては本県への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本県への攻撃も想定される。

2 緊急対処事態

(1) 攻撃の対象施設等による分類

事態	一般的に考えられる事態	県内で起こり得る事態
①危険性を内在する物質を有する施設	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船（LNG運搬船等）への攻撃 ダム等の破壊 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所 菊間国家石油備蓄基地 石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） 危険物貯蔵施設 <p>などへの破壊活動</p>
②多数の人が集合する施設等	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 航空機・列車等公共交通機関の爆破 学校等の爆破 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> JR、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 航空機・列車・フェリー等公共交通機関 デパートやレジャー、イベント会場施設 学校 <p>などへの破壊活動</p>

(2) 攻撃の手段による分類

事 態	一般的に考えられる事態	県内で起こり得る事態
①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所には放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物、細菌の混入などによる破壊活動
②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設等の爆破 ・原子力発電所の爆破 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 ・菊間国家石油備蓄基地 ・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山）などへの破壊活動

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備（基本指針第3章第1節）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の平素の業務

市の各部局は、第3編第2章第1の3で、国民保護措置における各部・各班の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

資料編「各部局の平素の業務」参照

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

また、消防本部より住民への初動連絡において、常備消防機関に設置されている防災有線告知システムの遠隔操作機により対応するなど、常備消防機関との緊密な連携及び迅速な連絡体制を考慮した市の庁内体制を整備し職員への周知を図る。

(3) 体制及び職員の参集基準等

事態の推移に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

体制	参集基準
第1 配備 (警戒配備体制)	国民保護担当職員及びあらかじめ指名された職員が参集
第2 配備 (緊急事態連絡室体制)	原則として、市国民保護対策本部体制に準じてあらかじめ指名された概ね3分の2の職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、事態の状況を踏まえ、その都度判断
第3 配備 (市国民保護対策本部体制)	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

イ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	第1配備 (警戒配備体制)
	市の全部課等での対応が必要な場合	第2配備 (緊急事態連絡室体制)
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	第2配備 (緊急事態連絡室体制)
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	第3配備 (市国民保護対策本部体制)

(4) 職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集する。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長（市長）の代替職員については、次のとおりである。

第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 危機管理監

(6) 職員の体制ごとの所掌事務

市の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
第1配備 (警戒配備体制)	1 関係機関との連絡による情報収集 2 国民保護担当課長への報告 3 状況によっては、第2配備又は第3配備の事務に倣う
第2配備 (緊急事態連絡室体制)	1 関係機関との連絡による情報収集 2 状況によっては、第3配備の事務に倣う
第3配備 (市国民保護対策本部体制)	国民保護対策本部の所掌事務に倣う

(7) 市国民保護対策本部の機能の確保

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、主に次の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

(8) 職員参集計画

細部については、別途計画により示す。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条等）

武力攻撃事態等が発生した場合は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

項目	救 済 内 容	担当課
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）。	公有財産統括課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	公有財産統括課
	土地等の使用に関する事（法第82条）。	公有財産統括課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・第5項）。	公有財産統括課 国民保護担当課
損害補償 (法第160 条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	損害補償担当課 国民保護担当課
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）。		損害補償担当課
訴訟に関する事（法第6条、第175条）。		損害補償担当課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、四国中央市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

この際、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

資料編「公用令書様式」参照

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、近隣市、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

この際、平素からの連携協力体制を整備推進するため、災害対策本部所掌事務に基づき、各部署のカウンターパートとなる関係機関を整理する。

1 基本的考え方

(1) 防災の連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災の連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

国、県、近隣市、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

「避難」、「救援」等の国民保護措置が円滑に実施できるよう近隣市等関係機関との意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市との連携

(1) 近接市との連携（法第35条第4項）

近接市との連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC災害に対応可能な部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市の区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編「関係機関協定等一覧」参照

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章第5項第2号）

自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章第5項第3項）

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部、四国中央市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備（基本指針第4章第4節第2項）

国民保護措置の実施に関し、防災有線告知システムなど非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この際、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省

庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信のための設備や施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による障害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・国民保護措置の実施の際に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行う場合は、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後に評価を行い、必要な体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災有線告知システム、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備する。
・国民に情報を提供するに当たっては、防災有線告知システム、広報車等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備に必要な事項について定める。

1 基本的考え方（基本指針第4章第4節第1項）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

この際、市保有ドローンの統一運用（応援協定事業所のドローンも含む。）、市内事業所からの情報提供等を含めた情報収集計画の策定等に留意する。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備（法第47条、基本指針第4章第1節第1項）

(1) 警報の伝達体制の整備

知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するとともに、地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と十分に協議し、災害時における避難支援を含めた体制の整備に努める。

(2) 防災有線告知システム等の整備

ア デジタル化の推進等

武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。

イ 全国瞬時警報システム（J—ALERT）の整備

対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J—ALERT）を整備する。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県から警報の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との

役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第1項、基本指針第4章第2節第6項）

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

〈収集・報告すべき安否情報〉

〈収集・報告すべき安否情報〉

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しないものに限る）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病) の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

資料編「安否情報様式」参照

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（法第126条、第127条第1項、基本指針第4章第4節第1項）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

職員を育成するため、消防大学校、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

* 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

* 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

【参考】 eラーニングについて

パソコンやコンピュータネットワーク等を活用して教育を行うこと。

(3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練（法第42条第1項、第3項、基本指針第4章第7節）

(1) 市における訓練の実施

近隣市、県、国等関係機関と連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置・運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させる。

イ 住民の避難誘導や救援等に当たっては、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 県と連携し、学校、病院、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行えるよう必要な訓練の実施を促す。

カ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

キ 季節や地域などの自然的条件等を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

第1 避難に関する基本的事項（基本指針第4章第1節）

1 基礎的資料の収集

迅速に避難の指示を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次のような必要な基礎的資料を準備する。

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

- ・住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数)
- ・区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ・輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ・避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ・生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ・消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)

2 隣接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【参考】避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、平素から、自然災害時における取り組みとして、避難行動要支援者名簿を活

用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

4 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を踏まえ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

5 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2 避難実施要領のパターンの作成（法第61条、基本指針第4章第1節第4項）

関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮する。

資料編「避難実施要領のパターン」参照

第3 救援に関する基本的事項（法第76条、基本指針第4章第2節）

1 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

2 県との調整

県から救援に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を踏まえて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基本指針第4章第4節第3項）

県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制整備を推進する。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

〈輸送力及び輸送施設に関する情報〉

1 輸送力

- ① 保有車両等（路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

2 輸送施設

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

2 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

資料編「輸送関係」参照

第5 避難施設の指定への協力（法第148条、第149条、基本指針第4章第1節第5項）

1 県との協力

県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

【参考】避難施設の指定の留意事項

- 1 避難所としての学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一次集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- 2 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造りの堅ろうな建築物等や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- 3 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、できるだけ多くの施設を指定し確保するよう配慮する。
- 4 危険物質等の取扱所に隣接した場所や急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- 5 物資等の搬入・搬出に適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救難を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- 6 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

2 避難施設の運営マニュアルの整備

県と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

3 住民への周知

県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編「避難施設」参照

第3章 避難行動要支援者等支援に関する平素からの備え

武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。(基本指針第4条第1節第4項)

第1 情報の共有

社会福祉施設管理者と要配慮者に関する情報を共有するとともに、広域的な観点に基づき、警報及び避難の指示の伝達、避難誘導、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

また、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、次のことに留意する。

- 1 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- 2 生活支援のための人材確保
- 3 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- 4 食事に特別な配慮を要する者に対する柔らかい食品などの確保及び提供
- 5 障がいの状況等に応じた介助用品、補装具の確保又は提供
- 6 避難施設又は居宅に必要な資機材の設置又は配付
- 7 避難施設又は居宅で相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- 8 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、社会福祉施設等に避難を要する者の該当施設への受入れ要請の実施

第2 避難行動要支援者の実態把握

避難行動要支援者について、あらかじめホームヘルパーや民生委員・児童委員等の協力を得て、自治会等ごとに、その実態を把握するよう努めるものとし、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人からの同意を得て消防、民生委員・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供を行うなど、関係者間での情報共有を図る。

第3 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備する。

第4 避難体制の確立

避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努める。また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮する。

第5 国民保護に関する啓発

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に合わせた啓発を図る。

第4章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設などの安全の確保を図るため、これらの施設の管理者に対する留意点の周知等について定める。

第1 生活関連等施設の把握等（法第102条、基本指針第4章第3節第3項）

市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、次に掲げる項目について整理するとともに、県との連絡態勢を整備する。

なお、これらの項目については、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努める。

- 1 施設の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 管理者名
- 5 連絡先
- 6 危険物質等の内容物
- 7 施設の規模

第2 安全確保の留意点

「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。なお、生活関連等施設の種類の別表（次頁）に掲げるとおり。

資料編「危険物施設等関係」参照

第3 市が管理する公共施設等における警戒

市の管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

具体的には、テロ等の発生に備え、予防対策として、来場者確認の徹底などの不審者対策、警察、海上保安部・消防機関等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、市職員等による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への啓発等の措置を講ずる。なお、この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

別 表

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局、市担当課〉

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局	市担当 課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	県民環境部	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	
	6号	放送用無線設備	総務省	—	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省		
	9号	ダム	国土交通省	土木部 公営企業管理局	
第28条	1号	危険物	総務省消防 庁	県民環境部	予防課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	予防課
	4号	高圧ガス	経済産業省	県民環境部	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制 委員会	県民環境部	
	6号	核原料物質	原子力規制 委員会	県民環境部	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制 委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主 務大臣）	保健福祉部	
	11号	毒性物質	経済産業省	—	

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

第1 市における備蓄（法第142条、第145条、第146条、基本指針第4章第7節）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

〈住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例〉

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

また、市地域防災計画に準じ、市民に対して、最低7日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされており、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

〈国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例〉

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携

県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（基本指針第4章第5節第2項第5号）

1 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、必要な整備・点検に努める。

2 ライフライン施設の代替性の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を

活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るため、バックアップ体制の整備にも努める。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

第1 国民保護措置に関する啓発（法第43条、基本指針第1章第5項）

1 啓発の方法

国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

1 住民への周知

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

2 応急手当の普及

日本赤十字社愛媛県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数に及ぶ死傷者の発生、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の県・市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

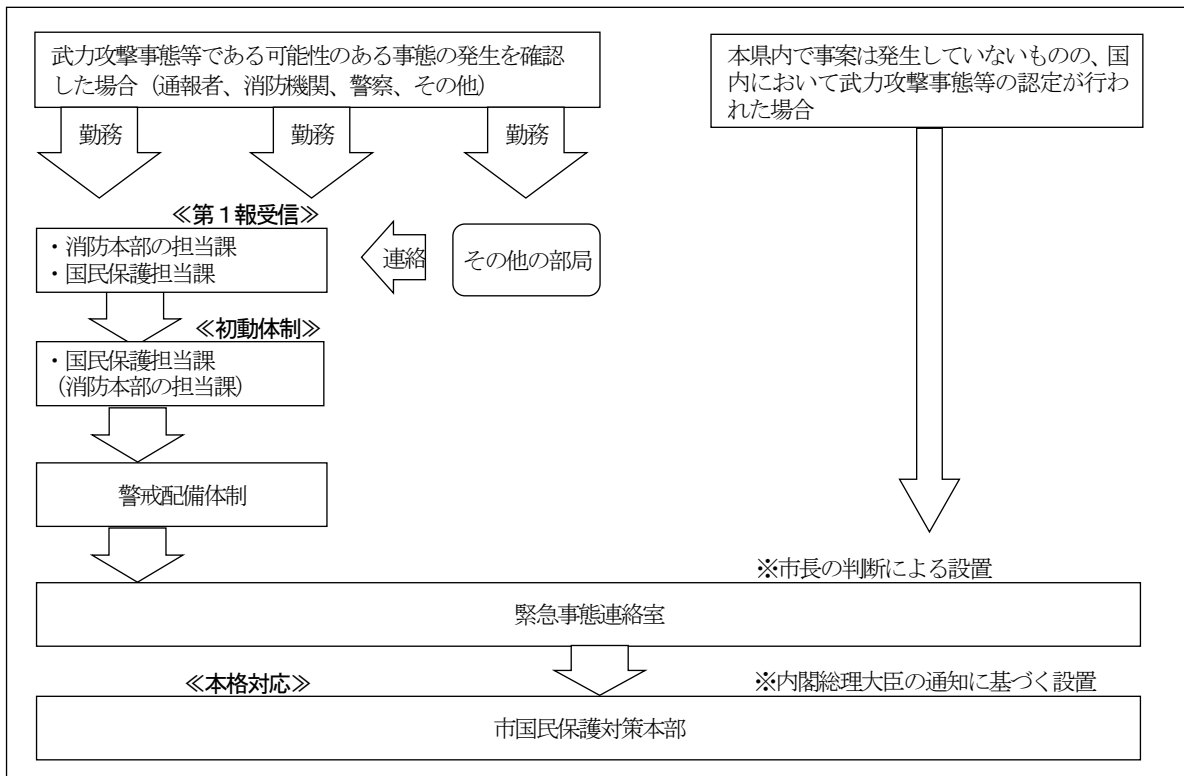
このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくために初動体制について定める。

第1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置（法第29条第11項、基本指針第3章第2節第5項）

1 市の危機管理初動体制

市民からの情報や関係機関からの情報により、武力攻撃事態等である可能性がある事案の発生を把握した場合には、危機の内容を踏まえて、必要に応じて国民保護担当職員を参集させ警戒体制をとる。

〈初動連絡体制フロー〉

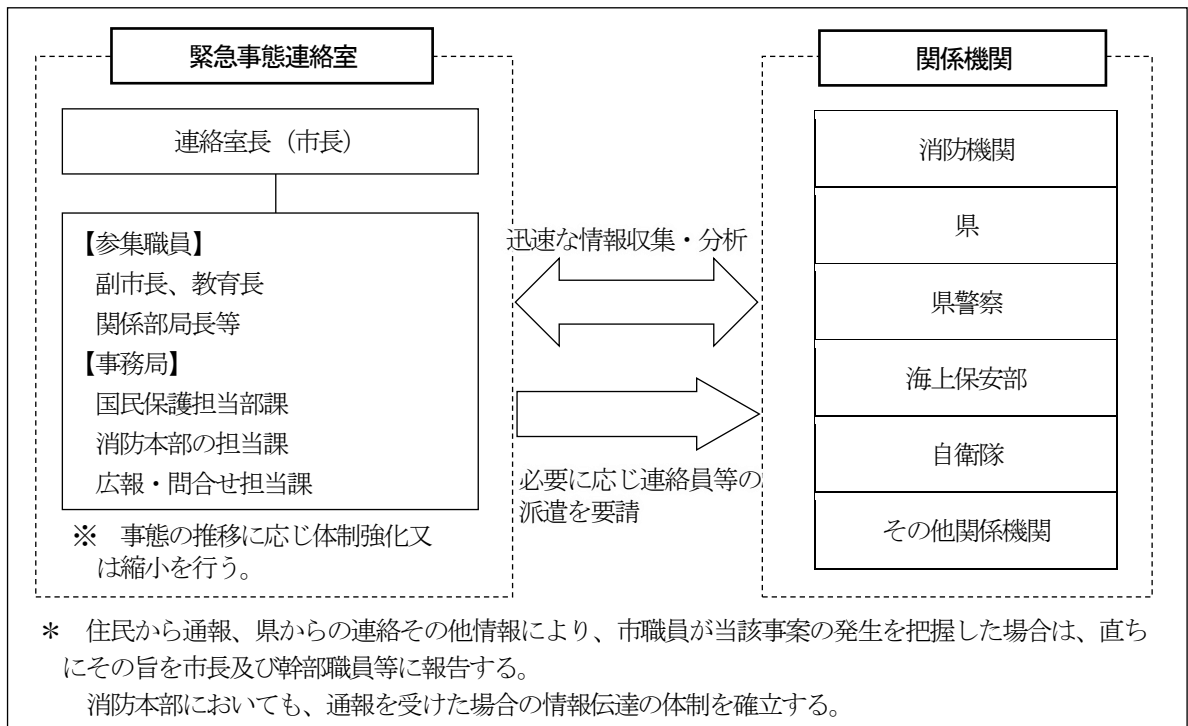


2 緊急事態連絡室の設置

- (1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置する。なお、「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など事態発生時の対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

「緊急事態連絡室」の体制は、次のとおりとする。

〈市緊急事態連絡室の体制〉



- (2) 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の確保

- (1) 「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- (2) 市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、各部局に対し必要な指示を行う。
- (3) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- (4) 国による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの

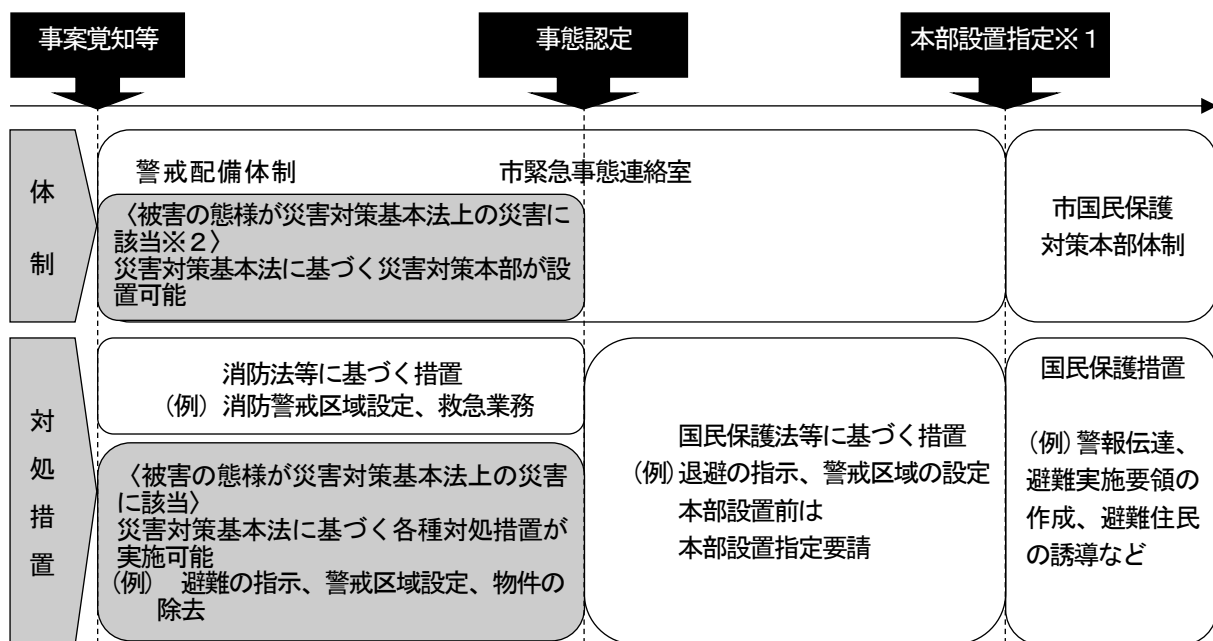
措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

第2 対策本部への移行に要する調整（基本指針第3章第2節第5項）

「緊急事態連絡室」を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第3 市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合

市地域防災計画に基づき、市災害対策本部が設置されていた場合において、その後、国において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事

態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【参考】 消防庁における体制について

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1 市対策本部の設置（法第25条第1項、第27条第1項）

1 市対策本部の設置の手順

(1) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するが、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般加入電話、携帯電話等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

ア 資機材等の準備

市対策本部担当者は、消防防災センターに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動の確認、資機材の配置等必要な準備を開始する。

イ 議会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

資料編「四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例」参照

(5) 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等、市対策本部を消防防災センター内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を本庁舎とする。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により設置場所を変更する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

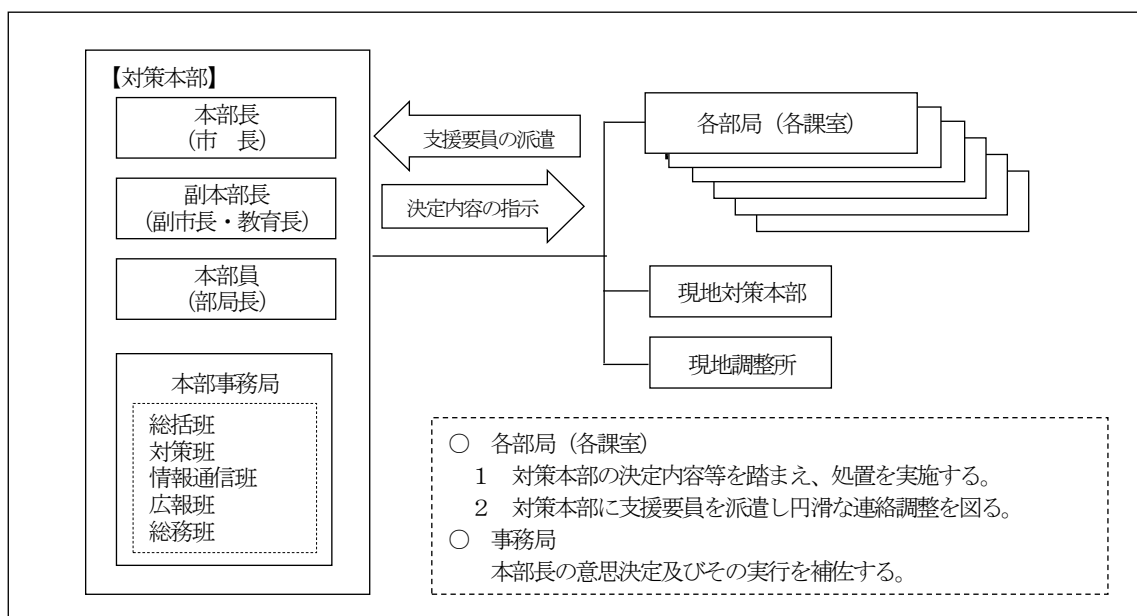
2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。

〈市対策本部の構成〉



資料編「国民保護対策本部所掌事務」参照

4 市対策本部長の補佐機能

市対策本部に本部員及び事務局を置き、市対策本部長の意思決定を補佐する。

(1) 本部長及び本部員は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部局長

(2) 本部会議

本部会議を設定し、各措置について本部長の意思決定を行うとともに、部局間及び関係機関との情報共有により各活動の総合一体化を図る。

ア 住民の避難に関する措置

警報の伝達、避難実施要領、避難住民の誘導、関係機関の調整等

イ 避難住民の救援に関する措置

救援の実施、安否情報の収集及び提供等

ウ 武力攻撃災害への対処に関する措置

退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告等

エ 国民生活の安定に関する措置

水の安定的な供給等

オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(3) 本部事務局

本部事務局は次の機能区分により、本部会議における対処方針案の提供による本部長の意思決定の補佐、市及び関係機関の進捗管理等

区 分	機 能
総括班	<ul style="list-style-type: none">・本部会議の運営（記録含む）・リスク見積り（情報通信班の情報に基づく）・対処方針の案出（リスク見積りに基づく）、各活動の総合調整（活動優先、資源配分）・本部会議決定事項の進捗管理及び統制調整・活動記録、部内広報（関係機関含む）
対策班	<ul style="list-style-type: none">・関係機関への応援・措置の要請、連絡調整（市内自主防災組織等を含む）・受援業務
情報通信班	<ul style="list-style-type: none">・被害：被害状況の情報収集・分析整理・市民：避難者、残留者、安否不明者等状況の情報収集・分析整理・活動：市及び関係機関の活動状況の収集・集約・通信：通信基盤の維持運営
広報班	<ul style="list-style-type: none">・部外広報（市民、報道機関）
総務班	<ul style="list-style-type: none">・総務、人事、物的管理（車両・施設等）、財務及び通信システム・市民問合せ対応

5 市対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部に次のような広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

次のような広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を実施する。なお、広報については、自主防災組織やその他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

ア 防災有線告知システム

イ 広報車

ウ 新聞、テレビ

エ 市ホームページ、市公式LINEアカウント、市防災・広報メール

オ 相談窓口の設置

カ 記者会見の実施

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築し、各放送事業者等の関係機関に対しては県を通じた要請を行う。

6 市現地対策本部の設置（法第28条第8項）

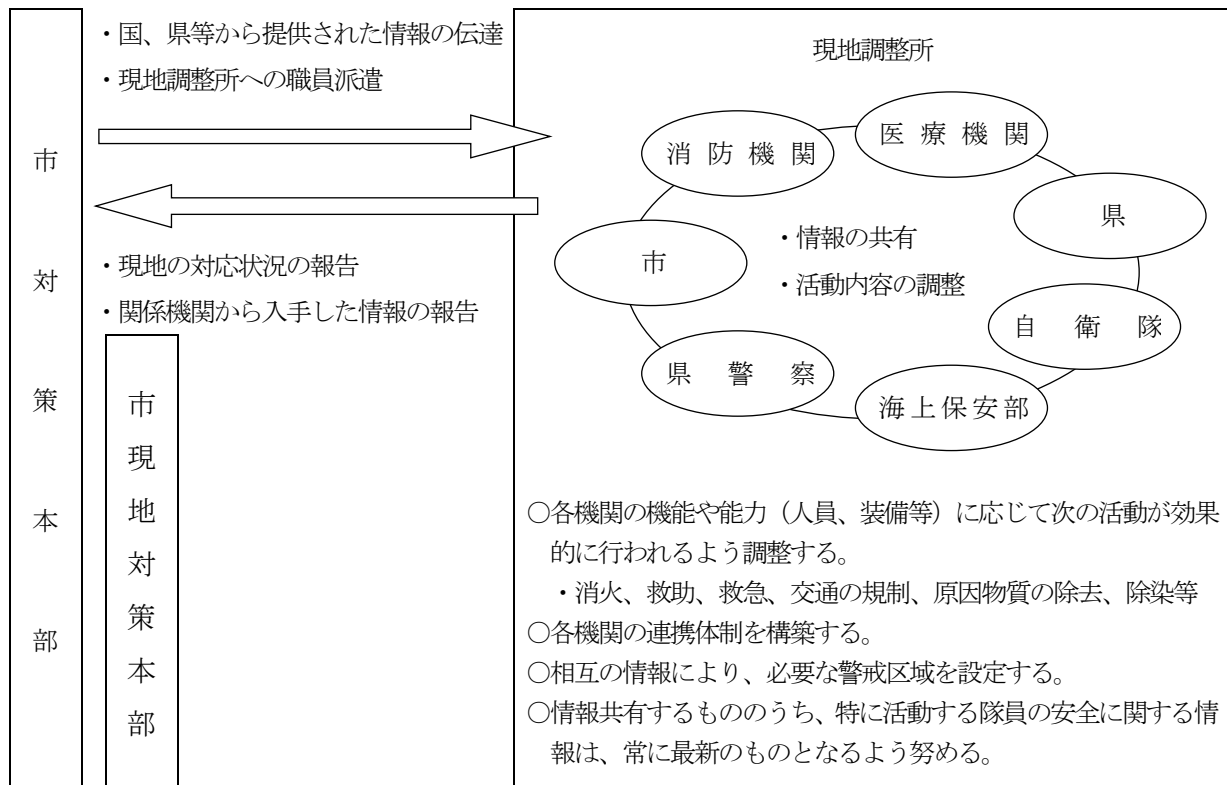
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

7 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所〉



【参考】 現地調整所の性格について

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- 2 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる必要がある。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

8 市対策本部長の権限（法第29条）

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

市の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する市の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項、第7項）

特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

また、県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する法第29条第4項の規定による要請（対策本部長による総合調整）を行うよう求めることができる。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

第1号の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

第1号の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市の教育委員会に対し、市の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

9 市対策本部の廃止（法第30条）

市長は、(内閣総理大臣から)法第25条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2 通信の確保（基本指針第4章第4節第2項）

1 情報通信手段の確保

携帯電話、移動系防災有線告知システム等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

2 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

第1 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

【参考】武力攻撃事態等合同対策協議会について

国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する。

第2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請（法第16条第4項）

市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に伝達する。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法第20条、基本指針第1章第4項第3項）

1 自衛隊の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する

自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警戒区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

2 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町長等への応援の要求（法第17条）

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編「関係機関協定等一覧」参照

2 県知事に対する応援の要求（法第18条）

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託（法第19条）

- (1) 国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届ける。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第151条・第152条）

- 1 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市長は、前項の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6 市の行う応援等

1 他の市町に対して行う応援等（法第17条）

- (1) 市長は、他の市町長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町長から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7 ボランティア団体等に対する支援等（法第4条第3項）

1 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ボランティア団体等に依頼する活動の内容として想定されるのは、主として次のとおりとする。

〈ボランティア団体等へ主として依頼する事項〉

- ・災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- ・炊出しその他の救援活動の補助
- ・高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ・清掃及び防疫の補助
- ・物資、資材の運送及び配分の補助
- ・被災建築物の応急危険度判定の補助
- ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

3 民間からの救援物資の受入れ（基本指針第4章第4節第5項）

県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8 住民への協力要請（法第4条第1項、基本指針第1章第5項）

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対

し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

1 避難住民の誘導への協力（法第70条）

避難住民の整理、避難行動要支援者の介助等の実施に必要な援助について協力を要請することができる。なお、避難住民復帰のための措置についても、同様に協力を要請することができる。

2 避難住民等の救援（法第80条）

知事が市長に救援に関する事務を委託したときは、避難所における情報の伝達、食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助について協力を要請することができる。

3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害の対処のための措置の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

4 保健衛生の確保（法第123条）

集団健康診断、防疫作業の補助等の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の内容の伝達等（法第47条、基本指針第4章第1節）

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の伝達等（基本指針第4章第1節）

(1) 警報の伝達

県から警報の通知を受けた場合には、防災有線告知システム、公式LINEアカウント及び防災・広報メール、広報車、消防団等により、速やかに次に掲げる団体等に警報の内容を伝達する。

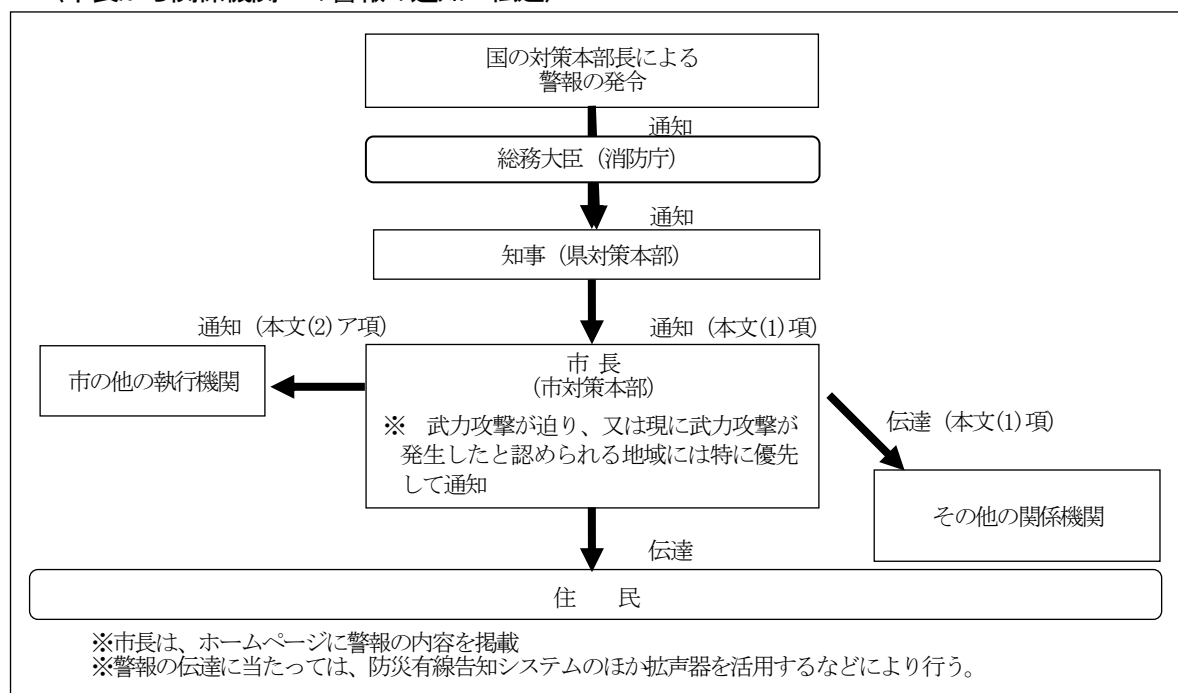
- ア 住民、自治会、自主防災組織等
- イ 農業協同組合、漁業協同組合、商工会等関係機関
- ウ 病院、学校等

(2) 警報の通知

- ア 市の他関係機関（教育委員会、出張所、保健センター等）に対し、警報の内容を通知する。
- イ 報道機関に対し、警報の発令について速やかに伝達するとともに、市のホームページ（<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達は、次のとおりである。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法（基本指針第4章第1節第1項）

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災有線告知システムで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

この際、周知に当たっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を通じた迅速な警報伝達に努める。

なお、住民等への伝達手段は、次のとおりである。

- (ア) サイレン（国が定めた放送方法による。）
 - (イ) 防災有線告知システム
 - (ウ) 自治会、自主防災組織等を通じての伝達
 - (エ) 広報車
 - (オ) ホームページへの掲載、公式LINEアカウント及び防災・広報メールによる通知
 - (カ) FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。）
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- (ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災有線告知システム、市ホームページ、公式LINEアカウント、防災・広報メール等の各種手段により周知を図る。
 - (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

- (2) 市長は、市職員と消防機関との連携、自主防災組織・防災士の自主的な協力により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報解除の通知の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないが、その他は警報の発令の場合と同様の方法で伝達する。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

第2 避難住民の誘導等（法第62条、基本指針第4章第1節第4項）

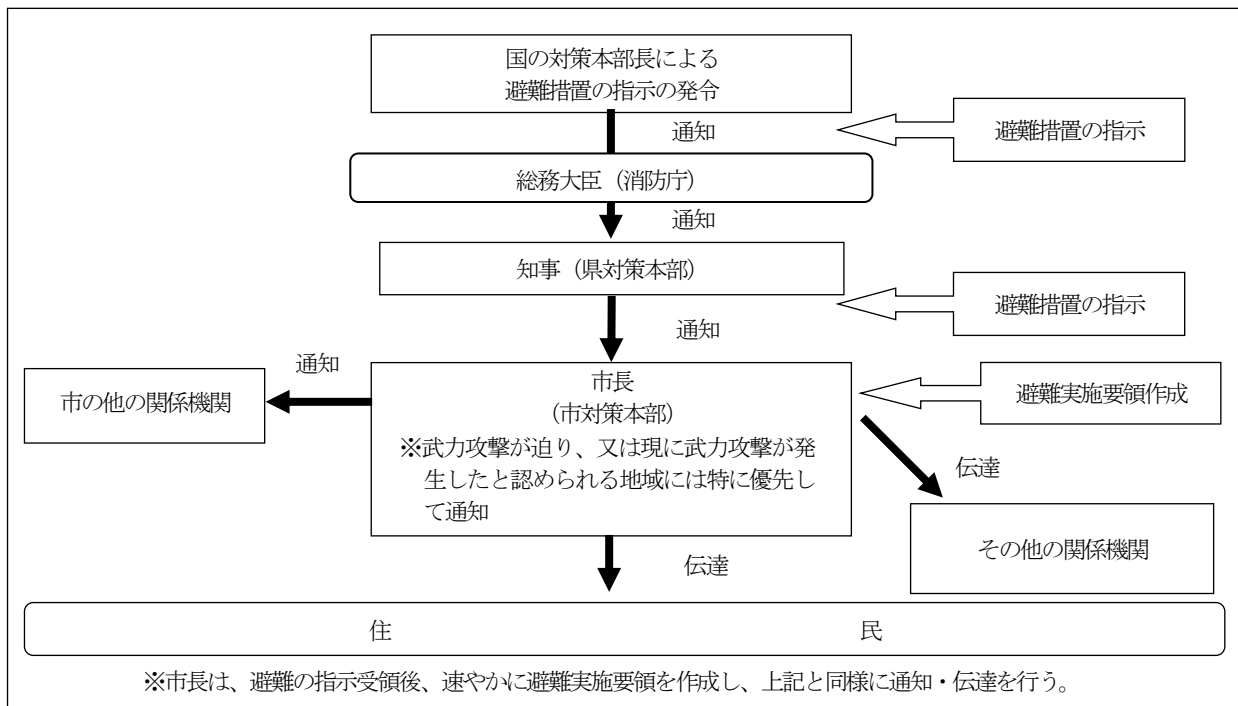
県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。

住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達（基本指針第4章第1節）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



2 避難実施要領の策定（基本指針第4章第1節第4項）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

〈避難実施要領に定める事項（法定事項）〉

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の際の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもあり得る。

〈県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目〉

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 自主防災組織等の活用
- ⑨ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への対応
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、下記の点に考慮する。

- ア 避難指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時機、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共期間等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (*輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の設定)
- カ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選択、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員配置 (各地域への職員の割り当て、現地手段の確保)

ケ 関係機関等の調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報を整理する。

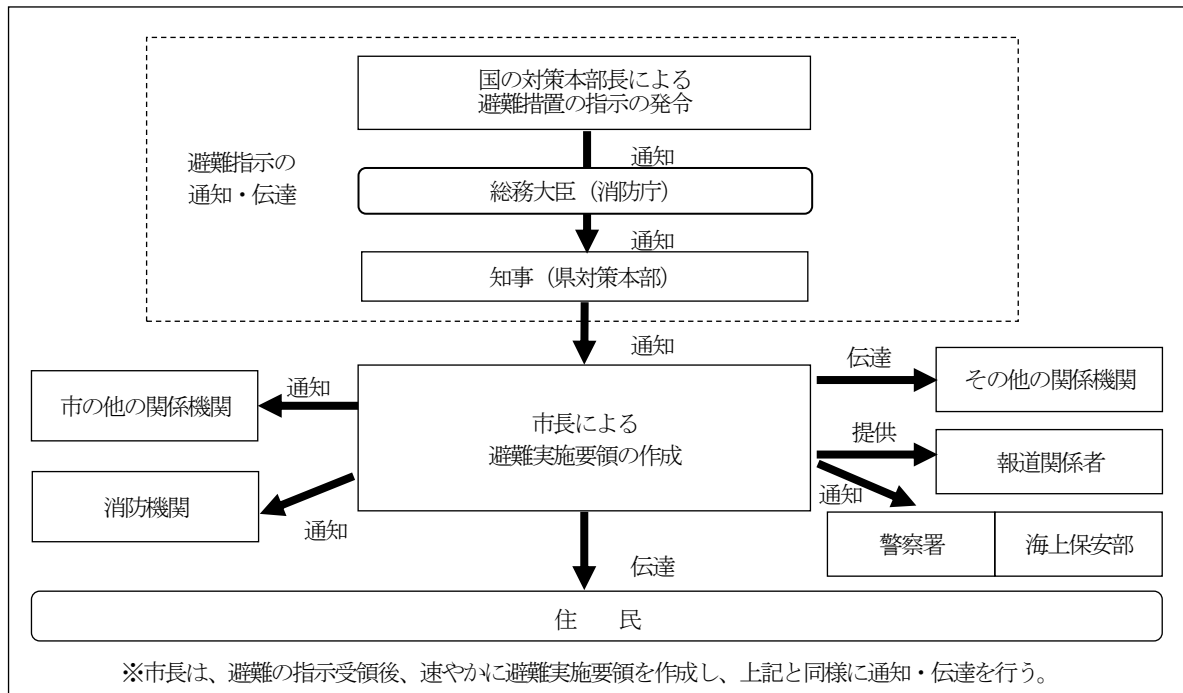
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の関係機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊愛媛地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



3 避難住民の誘導（基本指針第4章第1節）

(1) 市長による避難住民の誘導

避難実施要領で定めるところにより、市の職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照）を携行させる。特に、市街地等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

【参考】避難住民の誘導に関する必要な措置について

1 警告、指示

避難住民を誘導する市職員、警察官等又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第 63 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下、この号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができる。

2 立入禁止、退去、物件の撤去

警告、指示を行う場合、警察官等は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入を禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができる。

なお、警察官がいない場合は、消防職員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができる。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーと

なる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

大規模災害集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

【参考】屋内への避難について

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合における住民の避難

ア 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事からの通知により、市は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるため、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事の緊急通報の発令を受けて、市は、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と県警察、海上保安部、自衛隊等と連携して、広域的見地から必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(2) NBC攻撃の場合における住民の避難

ア 共通事項

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋や帽子、雨具などを着用させるほか、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意する。

イ 核攻撃の場合

核爆発による熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

この際、直接の被害は受けないものの、放射線降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

ウ 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は一律に住民を避難させるのではなく、感染の有無を確認するとともに感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

エ 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

【参考】NBC攻撃について

核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の場合における住民の避難

ア 弾道ミサイルが発射されたとの警報発令時

住民は屋内に避難することを基本とし、可能な限り近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

【参考】弾道ミサイルの弾着地点予測について

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体 (国又は国に準じる者) の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

イ 着弾直後の行動

弾着後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域へ避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

ウ 航空攻撃の場合

航空攻撃は、弾道攻撃の場合と比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であること、弾頭の種類により対応が大きく異なる。したがって、攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難措置を広範囲に指示する必要がある。この際には、弾道ミサイル攻撃同様、できる限りの近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階等の地下施設に避難させる。

(4) 着上陸侵攻の場合における住民の避難

着上陸侵攻については、本県での事態発生の可能性は低いと想定されるが、今後、このような事態に対して、以下の対応を行う。

- ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- イ このため、平素から、このような避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第5章 救 援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について定める。

第1 救援の実施（法第76条、令第9条、令第10条）

1 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携（法第77条）

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、知事が日本赤十字社愛媛県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法第79条）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2第3項第12号に準じて行う。

5 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について救援を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

第3 救援の内容

1 救援の基準（法第75条、令第10条）

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編「救援の程度及び基準」参照

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容

市長は、事務の委任を受けた場合において、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難施設等から移ることができるよう配慮する。

ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

イ 避難所運営マニュアルに基づく適切な運営

ウ 避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮

エ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

ク 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊出し又は弁当等の提供を行う。

飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。

生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。

ア 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

ウ 提供対象人数及び世帯数の把握

エ 引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供するとともに、提供に当たっては、県内医療機関を活用するほか、日本赤十字社愛媛県支部への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものでなく、また、経済的能力の如何を問うものでない。

ア 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

エ 避難住民等の健康状態の把握

オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。

この場合、消防防災航空隊の活用など、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

ア 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携

イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を実施す

る。

ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制

ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

オ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

資料編「火葬場一覧」参照

(6) 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

エ 聴覚障がい者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

ア 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）

イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

エ 応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒、高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

ア 児童生徒の被災状況の情報収集

イ 不足する学用品の把握

ウ 学用品の給与体制の確保

(9) 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行う。

ア 死体の捜索及び処理についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携

- イ 被災情報、安否情報の確認
 - ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - オ 死体の一時保管場所の確保
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。
- 再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。
- ア 障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集
 - イ 障害物の除去の施工者との調整
 - ウ 障害物の除去の実施時期
 - エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（基本指針第4章第2節第5項）

1 医療活動等の実施方針

- (1) 医療活動等の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効果的な活動に努める。
- (2) 県、医師会、医療機関等との緊密な連携により、武力攻撃災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）を行う。
- (3) 市地域防災計画に準じ、武力攻撃災害時には速やかに救護所の設置や救護班の編成などの初期医療体制を確立するとともに、救護病院等の後方医療機関に傷病者を収容する。
また、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の災害現場への派遣を要請し、応急治療等を行う。
- (4) 消防機関、警察、医療機関等と連携して、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集し、県への情報提供に努める。
- (5) 武力攻撃災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

2 核攻撃等における医療活動等の留意点

核攻撃等又は武力攻撃災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

第5 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等（法第81条、令第12条）

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。

この場合においては、国民保護措置を実施するために緊急かつやむを得ない場合に限定されることに留意する。

- (1) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請を行う。
- (2) 前号の売渡し要請に対し、正当な理由（被災等により特定物資が使用不能となっている場合や特定物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合など）がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の当該特定物資の収用を行う。
- (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令を行う。
- (4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要。被災等により家屋が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、所有者及び占有者が応じないときは、特に必要と認めるときは、同意を得ないで土地等を使用することができる。）を行う。
- (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査を行う。
- (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査を行う。
- (7) 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）を行う。

2 医療の要請等に従事する者の安全確保

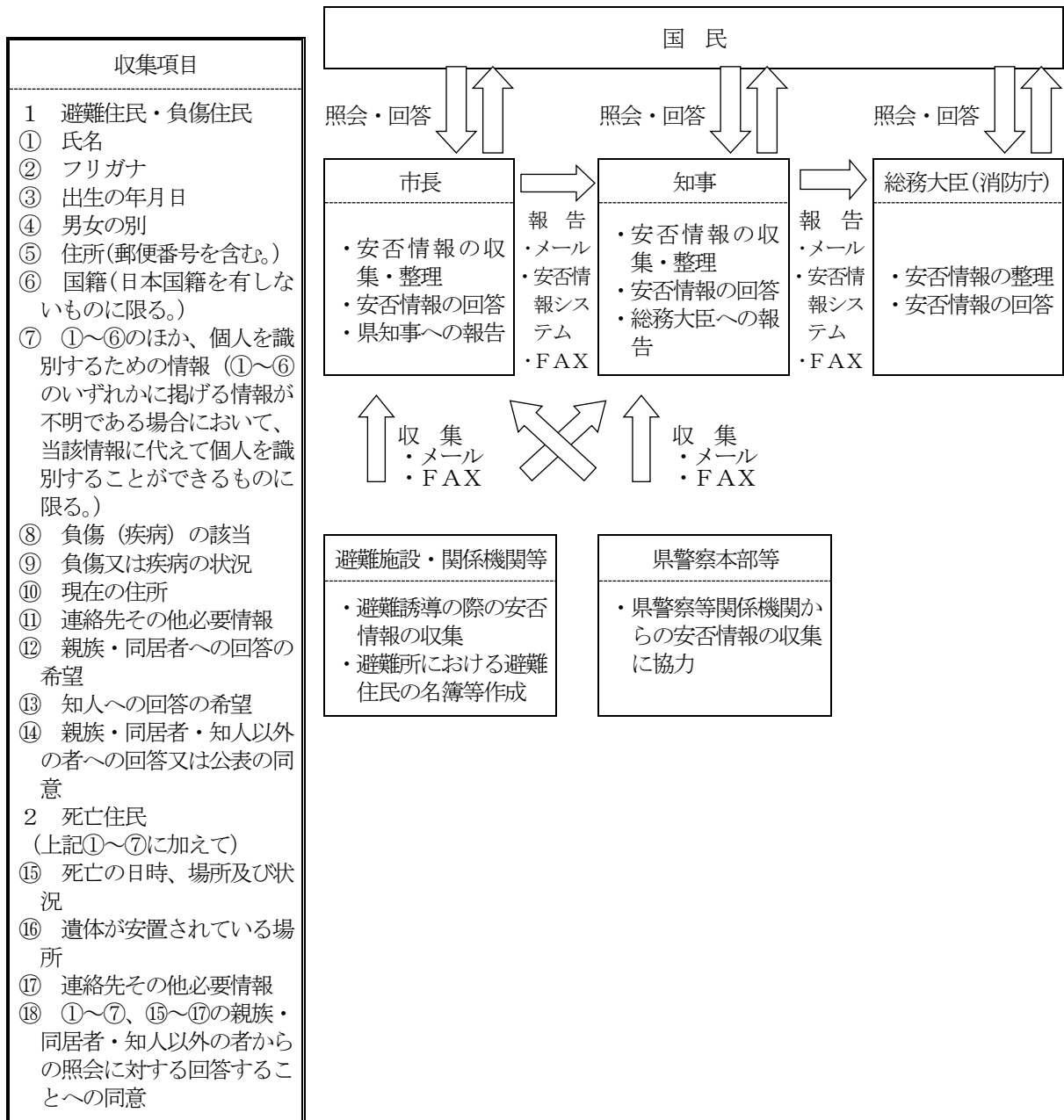
市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

なお、安否情報の収集及び提供に関し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効果的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

〈安否情報収集に関する措置〉



第1 安否情報の収集（法第94条）

1 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する診療所、学校等

からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

資料編「安否情報様式」参照

第2 県に対する報告（法第94条）

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。

システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編「安否情報様式」参照

第3 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

(1) 安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。また、避難住民等が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」等の周知を図る。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(3) 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

2 安否情報の回答

(1) 当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身

分証明書で本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- (2) 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることを踏まえ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

資料編「安否情報様式」参照

第4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

日本赤十字社愛媛県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3第2項及び第3項と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害等への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動等の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に報告する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条、基本指針第4章第3節第3項）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条、基本指針第4章第3節第3項）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

1 対象

市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う消防法第2条第7項の危険物（国民保護法施行令第29条）

2 措置

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

資料編「危険物施設等関係」参照

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の表の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 NBC攻撃による災害への対処等

NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、対処の現場における初動的な応急措置などNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内

で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、愛媛県消防広域相互応援協定に基づき、必要な資機材・人員の応援要請を行い、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

【参考】生物剤を用いた攻撃の場合における対応について

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性を考慮し、特に留意が必要である。

このため、市国民保護担当部局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点を考慮し、市保健衛生担当部局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長の権限（法第108条）

知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第 108 条第 1 項	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、

退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 退避の指示（法第112条）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

住民避難が必要となるような状況が生じた場合には、火災・災害等即報要領に基づく報告とは別に、速やかに、避難に関する事項様式を用いて県へ報告する。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

資料編「避難に関する事項告様式」参照

【参考】退避の指示について

- 1 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で退避の指示により住民を一時的に退避させる。
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合は、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

〈退避の指示例〉

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や建築物の地階など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気と接触の少ない屋内にとどまるほうがより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災有線告知システム、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。(第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照)

2 警戒区域の設定(法第114条)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災有線告知システム、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等(法第113条)

(1) 市長の事前措置

武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認め

られる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（基本指針第4章第3節第5項）

(1) 市が行う措置

消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減を図る。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編「関係機関協定等一覧」参照

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前号による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するた

めに、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防庁と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

資料編「医療機関及び救護班一覧」参照

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。(第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照)

資料編「特殊標章及び身分証明書」参照

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされているため、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第1 被災情報の収集（法第126条）

- 1 電話、防災有線告知システム、広報車その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2 被災情報の報告（法第127条）

- 1 被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を行う。

資料編「火災・災害等即報要領」参照

- 2 第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編「被災情報報告様式」参照

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第1 保健衛生の確保（法第123条、基本指針第4章第3節第7項）

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

2 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

(1) 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

(3) 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2 廃棄物の処理（法第124条、基本指針第4章第3節第8項）

1 廃棄物処理の特例

(1) 環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 前号により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

第1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等（基本指針第4章第5節第1項）

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、使用料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保（基本指針第4章第5節第2項）

1 水の安定的な供給

水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路や河川等の管理者として、公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第1 特殊標章等（法第158条）

1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等

資料編「各特殊標章及び身分証明書」参照

【参考】特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

1 市長

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 水防管理者

- (1) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3 特殊標章等に係る普及啓発

国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

第1 基本的考え方（法第139条、基本指針第4章第5節第3項）

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請（法第140条）

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2 ライフライン施設の応急の復旧（法第141条）

武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。(法第141条、基本指針第4章第6節)

第1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

資料編「四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例」参照

第2 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2 損失補償及び損害補償

1 損失補償（法第159条、令第40条）

国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の取用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償（法第160条、令第43条、第44条）

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条、令第45条、第46条）

県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

第1章 対象とする緊急処理事態及びその対処

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2及び第3に掲げるとおりである。

第1 基本的考え方

緊急処理事態としては、基本的に武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。(法第178条、基本指針第5章第1節)

第2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1に掲げる武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。